平成２５年（フ）第２４７号
栃木県宇都宮市針ケ谷町451番地13
破産者　有限会社バオバブ
1　決定年月日　平成25年８月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２４年（フ）第１０３２２号
東京都新宿区新宿１丁目28―10―1001、開始決定時の住所東京都新宿区富久町11―５―805
破産者　今関　和吉
1　決定年月日　平成25年８月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１４８９号
東京都中野区野方２丁目57―13―202、開始決定時の住所東京都江東区南砂６丁目４―６―908
破産者　福田　利成
1　決定年月日　平成25年８月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１８１２号
埼玉県上尾市大字壱丁目243―６
破産者　岡部　勝行
1　決定年月日　平成25年８月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第２５２４号
神奈川県藤沢市鵠沼花沢町９―13
破産者　道勧　竜也
1　決定年月日　平成25年８月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第２６０４号
埼玉県吉川市大字平沼270―１　ベラヴィスタ弐番館103
破産者　川満　晃広
1　決定年月日　平成25年８月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第２７１０号
東京都板橋区成増４丁目17―５―309、開始決定時の住所東京都板橋区桜川２丁目６―５―102
破産者　平岡　貴史（旧姓一之瀬）
1　決定年月日　平成25年８月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第２９１１号
神奈川県横浜市旭区川井本町89―５
破産者　戸田　博之
1　決定年月日　平成25年８月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第３０５３号
神奈川県横浜市戸塚区上矢部町2415―207、住民票上の住所栃木県塩谷郡高根沢町大字宝積寺2451―24
破産者　鈴木　克美
1　決定年月日　平成25年８月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第３２４３号
東京都品川区荏原６丁目19―17―1004
破産者　小村　一浩
1　決定年月日　平成25年８月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第３３９３号
東京都世田谷区弦巻２丁目18―２―202
破産者　山田　陽子
1　決定年月日　平成25年８月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第３４０６号
東京都足立区西新井本町１丁目16―１―209
破産者　田中　治行
1　決定年月日　平成25年８月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第３６４３号
東京都台東区入谷１丁目６－６―1404、開始決定時の住所東京都台東区浅草橋２丁目16―７
破産者　柴田　　登
1　決定年月日　平成25年８月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第３７０４号
埼玉県春日部市備後西２丁目12―８
破産者　山岸　義人
1　決定年月日　平成25年８月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第３７５６号
東京都新宿区横寺町７
破産者　原子　光也
1　決定年月日　平成25年８月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第３７５７号
東京都新宿区横寺町７
破産者　原子　美鈴
1　決定年月日　平成25年８月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第３７９０号
東京都大田区池上５丁目27―４―202
破産者　矢口　裕美
1　決定年月日　平成25年８月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第３７９３号
東京都練馬区光が丘３丁目９―３―2706
破産者　市原　裕行
1　決定年月日　平成25年８月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第３７９４号
東京都練馬区光が丘３丁目９―３―2706
破産者　市原　順子
1　決定年月日　平成25年８月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第３８２２号
東京都葛飾区白鳥４丁目12―３―408
破産者　津曲　祐介
1　決定年月日　平成25年８月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第３８３４号
東京都足立区一ツ家１丁目24―10　ユートピアハイツ２　203
破産者　根岸　友美（旧姓芳賀）
1　決定年月日　平成25年８月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部